

岩手県告示第829号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成24年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
赤崎町薬局	大船渡市赤崎町字諏訪前39番地20	平成24年10月28日
有限会社エール薬局	紫波郡紫波町上平沢字川原田23番地36	平成24年11月23日
高橋医院	岩手郡雫石町源大堂38番地9	平成24年11月30日